

这本《草加市指南》用您的母语，为您介绍有关日语以及日本的生活习惯、规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此书。另外，您可以在各公共设施窗口，请工作人员帮您取来。我们衷心祝愿大家能在草加安居乐业、生活得愉快。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに1シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口に頼んで取り寄せることもできます。草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立ててください。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。
国際相談コーナー
ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。
電話.: 922-2970(直通)
ファックス：927-4955
E-mail：soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp
月・水・金 午前9時～午後5時
市役所本庁舎7階
市役所 主棟7楼
(国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「NPO Living in Japan」が運営しています。)

编制：草加市 协助：草加市国际问询角
作成：草加市 協力：草加市国際相談コーナー
(令和6年度一部改訂)

目 录 項目一覧

A-1	入国時の手続	入国時の手続き
A-2	住民登記	住民登録
A-3	户籍制度	戸籍制度
A-4	印章登記	印鑑登録について
B-1-1	住房	住宅
B-1-2	搬家和街道会	引越しと町会
B-1-3	生活基本设施	生活インフラ
B-1-4	垃圾的处理	ごみの出し方
B-2-1	关于健康保险	健康保険について
B-2-2	关于护理保险制度	介護保険制度について
B-3	关于结婚	結婚するには
B-4-1	从妊娠到生产	妊娠から出産
B-4-2	孩子的健康	子供の健康
B-4-3	育儿	子育て
B-5-1	教育	教育
B-5-2	学习日语	日本語学習
B-6	日本的税金	日本の税金
B-7	在日本工作	日本で働く
B-8	国民年金和厚生年金	国民年金と厚生年金
B-9-1	驾驶证	運転免許
B-9-2	拥有汽车和摩托车	自動車・バイクを所有する
B-9-3	骑自行车	自転車にのる
B-10	兴趣爱好	楽しむ・学ぶ
B-11-1	紧急时应采取的措施	緊急のときの対応
B-11-2	防备自然灾害	自然災害に備えて
C-1	市内的文化运动设施	草加市内の文化・運動施設
C-2	咨询处	困ったときの相談窓口

草加市指南

B-9-2
拥有汽车和摩托车
自動車・バイクを所有する

＊ このシリーズはやさしい日本語で書かれています。
＊ 日本にお住まいの方の情報です。

B-9-2 拥有汽车和摩托车

日本の交通规则是行人靠右、车靠左。是少数的车靠左行的国家之一。请遵守交通规则，安全行驶。

通过销售店买车时，经销商会帮您办理各种手续。如果是自己来办理的话，要办理下面手续。

1. 拥有汽车时的有关手续

(1) 需要登录・申请的有

- ① 购买时
- ② 废弃时
- ③所有者的地址变更时
- ④车主名义变更时

(2) 登录・申请时需要的材料

- ①申请书
- ②手续费付款单
- ③自赔责保险证明书
- ④汽车检查证
- ⑤汽车重量税付款单
- ⑥印章和印章登录证明书（汽车）
- ⑦住民票（摩托车）
- ⑧汽车保管场所证明书（如果是租的停车场，需要出租人的签名）
- ⑨委托书（请车行代理登录时需要）

(3) 购买时需要交的费用

- ①汽车税（依环境性能分别）
 - ②汽车重量税
 - ③牌照费
 - ④汽车损害赔偿 responsibility 保险费（强制保险）
 - ⑤汽车的再利用费
- ※参照 4 汽车的再利用法

(4) 不同汽车的登录、申请处

- ① 普通轿车以上的汽车以及超过 1 2 5 c c 的摩托车
关东运输局春日部自动车检查登录事务所（春日部车牌）
电话 050-5540-2028
- ② 6 6 0 c c 以下的小型汽车
轻自动车检查协会春日部支所
（春日部车牌）电话 050-3816-3113

B-9-2 自動車・バイクを所有する

日本の道路では「人は右、車は左」です。数少ない「車左側通行」の国です。
運転ルールを守って安全運転に心がけましょう。

自動車を、販売業者を通して購入した場合、いろいろな手続きは業者がやってくれます。自分で手続きをする場合には以下の通りです。

1. 所有に関する手続き

(1) 登録・申請を必要とするのは

- ①購入時（買ったとき）
- ②廃車時（乗らなくなったとき）
- ③所有者の住所を変更したとき
- ④名義変更時（持ち主が変わったとき）

(2) 登録・申請時に必要な書類

- ①申請書
- ②手数料納付書
- ③自賠責保険証明書
- ④自動車検査票
- ⑤自動車重量税納付書
- ⑥印鑑と印鑑証明書（車）
- ⑦住民票（バイク）
- ⑧自動車保管場所証明書（駐車場を借りている場合は、貸してくれる人の署名も必要です。）
- ⑨委任状（業者による代理登録の場合に必要）

(3) 取得時に必要な料金

- ①自動車税（環境性能割）
- ②自動車重量税
- ③ナンバープレート代
- ④自動車損害賠償責任保険料（強制保険という）
- ⑤リサイクル料金 *詳しくは「4. 自動車リサイクル法」の項参照。

(4) 車種別登録・申請先

- ①普通乗用車以上の車両及び1 2 5 CCを超えるバイクの場合
「関東運輸局春日部自動車検査登録事務所」（春日部ナンバー）
電話 050-5540-2028
- ②6 6 0 CC以下の軽自動車の場合
「軽自動車検査協会春日部支所」（春日部ナンバー）
コールセンター電話 050-3816-3113

③ 125cc以下の摩托车

- ・登録时需要：转让证明书、销售证明书
 - ・废弃时需要：车牌、标记交付证明书、印章
- 询问：市役所 市民税課 048-922-1049

③ 125CC以下のバイクの場合

- ・登録に必要なもの：譲渡証明書、販売証明書
 - ・廃車に必要なもの：ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑
- 窓口：市役所 市民税課 048-922-1049

2. 汽车・摩托车的保险

名 称	内 容	怎么加入
强制保险（汽车损害赔偿责任险）	购买汽车、摩托车时以及车检时必须加入。	在购买店或修理厂等损害保险公司的代理店办手续。
任意保险	强制保险赔偿范围以外的车辆和搭乘者等的损害赔偿、事故的赔偿交涉等都能得到补偿。	在各损害保险公司加入。 根据自己的情况选择。

2. 自動車・バイクの保険

名 称	内 容	どのようにして加入する
強制保険（自動車損害賠償責任保険）	自動車・バイク購入時や車検の時に必ず加入しなければならない。	自動車販売業者や整備工場などの損害保険会社の代理店で手続きする。
任意保険	強制保険で対象にならない「車両」・「同乗者」などの損害賠償や事故の賠償交渉などの補償を受けることができる。	各損害保険会社などで加入する。 自分の運転内容に合わせた内容の保険を選ぶ。

3. 汽车・摩托车的税金

（1）税の種類和纳税基准

税の種類	纳税対象	纳税基準
汽车税 （依环境性能分别）	三轮以上的轻汽车以及小型汽车和普通汽车。	无论是购买新车还是旧车时，根据汽车的种类来课税。也包含车里附带有收音机、空调等。
汽车重量税	轻汽车、小型汽车、普通汽车以及摩托车。	每次车检时根据车的重量算出税金。 125cc以下の摩托车除外。
汽车税 小型汽车税	和上面一样	毎年4月1日時の車主要交の税。

3. 自動車・バイクの税金

（1）税金の種類と納税基準

税金の種類	課税対象	納税基準
自動車税 （環境性能割）	3輪以上の軽自動車 および小型自動車と 普通自動車	新車・中古車にかかわらず購入したときに、 自動車の種別により課税されます。自動車に 付加して一体になっているラジオやエアコン なども含む。
自動車 重量税	バイクを含む 軽自動車 及び 小型 自動車と普通自動車	車検時ごとに車の総重量に応じて課税さ れます。但し125CC以下のバイクは免除。
自動車税 軽自動車税	上に同じ	毎年4月1日現在の所有者に定額で課税され る。

(2) 交納車税

毎年5月份左右有車税通知書寄来, 在下面的地方交税。

①小型車税 (包括摩托車)

草加市役所 市民税課 電話 048-922-1049

②車税

・越谷县税事務所 電話 048-962-2191

・埼玉县汽车税事務所春日部支所 電話 048-763-4111

* 可到銀行汇款。

4. 汽车再利用法

回收和处理汽车的费用由车主来负担。

(1) 付费

购买: 无论是新车还是二手车都要加在车价上。

支付回收费用后, 领取回收券或收据, 这些回收券或收据在废车时用, 需要小心保管。

(2) 再利用费用

・排气量 2,000 c c 以下的小型車 大约 7000-16000 日元左右

・排气量 2,000 c c 以上的普通車 大约 10000-18000 日元左右

※以旧車折价換新車、旧車賣出時, 可拿回交的回收費。

(2) 自動車税と軽自動車税の支払いについて

毎年5月ごろに納税通知書送付されますので、次のところに納めて下さい。

①軽自動車税 (バイクを含む)

草加市役所 市民税課 電話 048- 922-1049

②自動車税

・越谷県税事務所 電話 048-962-2191

・埼玉県自動車税事務所春日部支所 電話 048-763-4111

* 最寄りの銀行から振り込むことができます。

4. 自動車リサイクル

使用済み自動車の回収・処理費用を車の所有者に負担してもらう仕組みです。

(1) 支払うとき

購入するときに新車・中古車にかかわらず、車の価格に上乗せして支払います。
リサイクル料を払うとリサイクル券や領収書が発行されます。廃車するまで大切に保管して下さい。

(2) リサイクル料金

・排気量 2,000 c c 以下の小型車 7,000~16,000円前後

・排気量 2,000 c c 超の普通車 10,000~18,000円前後

* 下取りに出したり、中古事業者に売った場合、支払ったリサイクル料は戻ってきます。